

# 各種保健事業について

## 健康増進法

歯周疾患検診  
 骨粗鬆症検診  
 肝炎ウイルス検診  
 特定健診非対象者等に対する健診・保健指導  
 がん検診  
 健康教育、健康相談等

市町村(公費負担:予算の範囲内)

## 高齢者医療確保法等

特定健康診査・特定保健指導等  
 (40歳以上)

(公費負担:市町村国保 国1/3 県1/3 その他被用者保険 予算の範囲内)

※ 他の保健事業も医療保険各法により努力義務

医療保険者

## 労働安全衛生法

健康診断の実施義務  
 その他の健康保持増進措置の努力義務

事業者(雇用主)

保健指導の実施等に  
 当たり連携

「健康増進計画」／「健診の実施等に関する指針」による総合調整